

さいたま市告示第1141号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により建築協定書が提出されたので、同法第71条の規定により次のとおり公告し、当該建築協定書を関係人の縦覧に供する。

なお、当該建築協定の内容について異議のあるものは、縦覧期間満了後7日以内に市長に文書をもって申し出ることができる。

令和7年7月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 建築協定の名称

小林住宅豊春ハイタウン建築協定

2 建築協定区域

埼玉県さいたま市岩槻区大字小溝字外耕地2番12他

3 建築協定書の縦覧場所

さいたま市建設局建築部建築行政課

春日部市都市整備部建築課

4 縦覧期間

令和7年7月9日から

令和7年8月6日まで（土・日・祝日・休日を除く20日間）

午前8時30分から午後5時15分までとする